

平成29年度

さが農村ビジネスサポート事業 (I 農村ビジネス推進対策)

応募の受け付けは

6月14日～7月14日

農村の魅力づくり、PRに取り組む農林漁業者等をサポートします！

佐賀県の優れた魅力を磨き上げ、その情報を発信し、農山漁村地域への新しい人の流れをつくるため、積極的に活動する農林漁業者等を支援します。

※農村ビジネス：農産物直売所、体験・観光農園、農林漁家レストラン等の農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネス

1 地域の農村ビジネス推進体制の構築

【対象者】

市町、2戸以上の農林漁業者の組織する団体、農林漁業者と連携して農村ビジネスに取り組む団体

【対象となる経費】

農村ビジネスの推進体制を構築するために必要な経費

【対象となる取組】

農村ビジネス推進体制構築のための会議の開催
先進地事例調査、研修会等の開催 等

【補助率】

1/2以内(500千円を上限)

3 地産地消対策

【対象者】

農林水産業を営む法人、2戸以上の農林漁業者の組織する団体等

【対象となる経費】

地元農林水産物の地元企業等との取引を拡大するために必要な経費

【対象となる取組】

学校、病院、福祉施設等での「お試し地産地消給食週間」の実施、産地交流会の開催、地産地消料理等の提供等

【補助率】

1/2以内(500千円を上限)

2 農村ビジネス創出対策

【対象者】

農林水産業を営む法人、2戸以上の農林漁業者の組織する団体等

【対象となる経費】

農山漁村の魅力づくりやPRにより集客力を高めるために必要な経費

【対象となる取組】

(1) 魅力づくり対策

直売所と周辺施設の周遊化を図るための案内看板の設置、消費者を対象とした農業体験、加工体験等の実施、旅館等と連携したイベントの開催 等

(2) PR対策

地元農山漁村の資源を紹介するためのチラシ等の作成、福岡都市圏等でのイベント開催、直売所スタンプラリーの実施 等

【補助率】

1/2以内(500千円を上限)

4 6次産業化対策

【対象者】

農林業者、農林業を営む法人、2戸以上の農林業者の組織する団体等

【対象となる経費】

自ら生産した又は地域で生産された農産物・林産物(水産物は除く)を利用して加工品開発や販路開拓を行うために必要な経費

【対象となる取組】

加工品開発の委託、販路拡大のための商談会への参加等

【補助率】

1/2以内(500千円を上限)

○本事業は「さが食・農・むらサポーターに登録し、年2回以上情報提供(ブログ投稿)を行うこと」を要件としていますので、HP「さが農村ひろば」の登録フォームで登録してください。事業申込書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類(登録完了のメールなど)を、提出してください。

○支援対象者は、書類審査にて選定します。

○下記HPから申込書をダウンロードし、必要事項に記入のうえ、所轄の**農林事務所農政課**に提出してください。各市町の所轄農林事務所については、「書類提出・問い合わせ先一覧(別紙1)」を御確認ください。

○事業の詳細については、県HP <http://www.pref.saga.lg.jp>掲載の「実施要領」、「交付要綱」御確認ください。(トップページ>しごとと産業>農林水産業>募集)